

Vol. 6
2022年



秋

- ❖ 見守りサポーター活動を行っています。
- ❖ みんなで楽しい！共同生活のために
- ❖ ペットの飼育は禁止です！
- ❖ 自治会への加入と共益費（管理費）の負担をお願いします。
- ❖ 災害に備えて
- ❖ これからの季節結露にご注意
- ❖ 健康相談ダイヤルのご案内
- ❖ こんな時には…



1. 目的

府営住宅等に出入りする生活関連業者、保守点検業者、修繕業者等及び団地自治会等を見守りのサポーターとして登録し、見守りの目を増やし、ちょっとした異変に早期に気づくことにより、高齢者等の入居者の方が安心して生活できる暮らしを共助により実現することを目的としています。

2. 活動

府営住宅等に業務で訪問した際や団地内のご近所の方に、次の①～⑤の様な異変が認められた場合、公社連絡先（平日8:30～17:15、土・日・祝日及び夜間は24時間対応のコールセンター）に通報していましたくことにしております。

- ① ポストから新聞や郵便物が溢れているとき。
- ② 宅配等の品物が玄関先に置き放しになっているとき。
- ③ 約束訪問したが応答がないとき。
- ④ 室内から呻き声や異臭がするとき。
- ⑤ その他異変が認められるとき。



3. 対応

通報を受けた公社（支所）は、ただちに団地自治会と連携を取って現地を確認し、併せて入居者の親族や保証人へ確認をとり、入居者の安否確認を行います。また、緊急性があると判断した場合は、警察や消防へ通報し、必要に応じて市役所の福祉部局へ連絡し住戸内への立ち入りを行います。



京都府住宅供給公社

駐車場や駐輪場は正しく使いましょう



自動車や自転車の空きスペース等への無断駐車は通行等の邪魔になるだけでなく、災害時の避難や消火活動の妨げになる場合もありますので、決められた場所に正しく停めましょう。

駐車場の使用については、各団地の自治会等にご確認のうえ、それぞれのルールに従ってご利用ください。（一部、京都府が有料で駐車場を設置している団地があり、使用には所定の手続きが必要です。）

騒音や振動に配慮お願いします

府営住宅のような集合住宅は、床や壁ひとつで上下階、隣近所と接しているため、知らない間に近所に迷惑をかけていることがあります。テレビ、ステレオ等はもちろん生活音全般について、適当な時間帯、音量で隣近所に迷惑のかからないよう十分注意してください。



府営住宅は共同住宅です。入居マナーを守り住みよい環境を作ていきましょう。みんなのちょっとした心遣いが、快適な暮らしにつながりますので、今後ともご協力をお願いします。

みんなで
楽しい！
共同生活
のために



犬猫などの動物を飼いますと、昼夜、鳴き声や糞尿のにおい等で他の入居者等の迷惑となりますので絶対に飼わないでください。また、ハトや野良猫へのエサやりもしないでください。

ただし、盲導犬など身体障害者補助犬を飼われる場合は、必ず事前に各府営住宅管理センターへご連絡ください。

※動物飼育等により、他人に迷惑をかけたり、住宅を汚損したときは、明渡しをしていただくことがあります。

災害に備えて

共用の廊下や階段に物を置くと、通行の邪魔になるだけでなく思わぬ事故や、災害時の避難や消火活動の妨げになりますので、物を置かないようにしてください。

ベランダに物を置いていると、強風で倒れてガラスなどを破損することがあります。強風で物が飛ばされないよう片付けや固定をお願いします。

また、大雨の時にベランダの排水溝がゴミや土砂で詰まっていると水が流れませんので、定期的に清掃をお願いします。

これから季節

結露にご注意!!



特に冬場、ストーブ等の暖房時に起こる現象ですが、室内の空気中の水蒸気が、冷たい壁や天井、窓ガラスなどに水滴となって付着することを結露といいます。結露をそのままにしておくと壁、天井にカビが発生し、家具、畳等が腐りやすくなります。結露を防ぐために、十分換気をしていただくよう注意してください。

- (1) コンクリートの住宅は、すき間が少なく自然換気が行われにくいので、小窓を開けるなど、できるだけ部屋の換気に心掛けてください。
- (2) 押入れや物入れなどの戸を開け、内部の乾燥に努めてください。
- (3) 家具などは、壁からある程度間隔をあけて通風をよくしてください。
- (4) 壁等がぬれてきた場合は、乾いたタオル等で拭き取ってください。

みんなで
楽しい！
共同生活
のために

共益費(管理費)の負担をお願いします。

皆さん方が入居される府営住宅は、共同住宅です。

共同で管理していただく部分に共益費（管理費）の負担をお願いしています。階段灯、廊下灯、エレベーターなどの電気料金、共用水栓の上下水道料金及びその他維持費などに使用されます。

自治会への加入をお願いします。

府営住宅には、入居者で構成される自治会（任意団体）が組織されています。

その自治会では、防災活動や団地内の清掃活動などが行われており、府営住宅での共同生活に欠くことのできない重要な役割を担っています。

入居者の皆さんは、自治会に加入し、自治会活動に積極的に参加してください。



健康相談ダイヤルのご案内

当公社では、入居者の皆様の健康相談等に看護師や保健師の資格を持つカウンセラーが24時間365日お電話により対応させていただく「健康相談ダイヤル」を実施しています。

相談いただける内容は右記のとおりとなっています。
どうぞご利用ください。



健康相談ダイヤル専用電話番号

0120-188-011

(通話無料)

① 健康相談

- ・気になる体の症状についての相談
- ・ストレス、メンタルヘルスに関する相談
- ・現在、治療中の方の治療に関する相談
- ・健康維持・増進に関する相談
- ・母子保健・育児に関する相談

② 健康情報

- ・夜間、休日の医療機関の案内

③ 介護相談

- ・家庭看護、介護に関する相談



お住いの方に異動があるとき

入居者や同居親族等に異動があるときは、必ず各府営住宅管理センターにご連絡のうえ所定の手続きを行ってください。

特に、名義人の方の退去やお亡くなりの場合は至急ご連絡ください。

こんな時には…



お部屋の修繕をしたいとき

住宅・共同施設の修繕に関する入居者と府の費用等負担の対象内容については、入居のしおりの「修繕負担区分表」に掲載しております。しおりを紛失された方は、公社ホームページから項目ごとにダウンロードできますのでご利用ください。

また、修理についてのご相談やお問合せは、各府営住宅管理センターへご連絡をお願いします。

■府営住宅管理センター・本社のご案内■

山城府営住宅管理センター

〒610-0334

京田辺市田辺中央1丁目5-5

橋本ビル6階

電話 0774-62-3507

中丹・丹後 府営住宅管理センター

〒623-0053

綾部市宮代町門の前 11-2

電話 0773-42-1021

京都府住宅供給公社 業務部 業務推進課

〒602-8054

京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104番地の2

京都府庁西別館2階

業務推進課 電話 075-431-4151

公社ホームページ

<https://kyoto-juko.jp/>

